

「商品取引所法対照法令集」平成 20 年 9 月版 正誤表

○ 商品取引所法（三段表の上段） 傍線部分が訂正箇所

頁	正	誤
P176	（廃業の届出等） 第百九十七条 商品取引員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 一 ～ 四 （省略） <u>五 分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたとき。 その商品取引員</u> <u>六 商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡したとき。 その商品取引員</u> 2 ～ 5 （省略）	（廃業の届出等） 第百九十七条 商品取引員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 一 ～ 四 （省略） 五 分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたと取引員 2 ～ 5 （省略）

以上